

令和7年度島しょ型資源循環社会構築事業委託業務仕様書

1 委託業務の名称

令和7年度島しょ型資源循環社会構築事業委託業務

2 事業目的

本県は、島しょ地域という地理的要因などから資源循環コストが高く、リサイクル体制に課題があることから、一般廃棄物のリサイクル率が全国に比べ低くなっている。本事業では、県全域でリサイクルを推進するため、モデル事業の実施を通じて、プラスチック製容器包装や生ごみ等の資源循環可能な廃棄物のリサイクル方法や水平展開の手法等を検討し、本県に適したリサイクル体制の構築に取り組むことを目的とする。

3 事業期間

令和7年度～8年度まで（2年間）とし、令和7年度の事業期間は、契約締結の日から令和8年3月20日までとする。

ただし、令和8年度の委託については、前年度の実績をもとに判断する。また、令和8年度の当初予算成立を前提とし、2年間の事業を保証するものではないことに留意すること。

4 対象地域

本県全域（本県全市町村及び一部事務組合を対象とする。）

5 事業概要

令和4年度から令和8年度の間、県内市町村の廃棄物処理に係る現状調査、課題の抽出、リサイクル手法・体制の検討、リサイクル体制の整備に向けたモデル事業（以下「資源循環モデル事業」という。）の実施及び検証を行う。これらの結果を踏まえ、必要な技術支援等を行い、県内における資源循環体制の構築を目指す。

令和4年度は、県内市町村廃棄物処理状況、対象廃棄物賦存量等の調査を行い、その結果を整理した。令和5年度は資源循環モデル事業案を作成し、事業の実現可能性等の比較検討を踏まえて令和6年度以降に実施する資源循環モデル事業を選定した。

令和6年度は、令和5年度に選定した伊是名村でのプラスチック容器包装の再資源化に関する資源循環モデル事業、多良間村でのバイオマスを活用したバイオガス発酵施設導入体制構築に関する資源循環モデル事業を実施した。また、プラスチック資源循環促進法（以下、「プラ新法」という。）を活用した再商品化事業の実施可能性について検討した。検討委員会において資源循環モデル事業の効果検証及び令和7年度に実施する資源循環モデル事業の検討を行った。

令和7年度は、令和6年度に選定した資源循環モデル事業を実施するとともに、検討委員会においてその効果の検証、水平展開の手法の検討等を行う。

令和8年度は、令和7年度までの検討結果を踏まえ、市町村への水平展開につながる取組を行う。

6 業務内容

業務内容は、概ね次のとおりとする。なお、業務の実施にあたり、受託者による新たな提案は、これを妨げない。

(令和7年度事業)

(1) 資源循環モデル事業の実施

ア 集団回収によるプラスチック使用製品廃棄物のリサイクルモデル

①対象地域：嘉手納町

②対象品目：プラスチック製容器包装（ペットボトルを除く）

プラスチック使用製品廃棄物（上記以外）のうちその原材料の全部又は大部分がプラスチックであるもの

※「分別収集物の基準並びに分別収集物の再商品化並びに使用済プラスチック使用製品及びプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化に必要な行為の委託の基準に関する省令」の分別収集物の基準（令和4年1月環境省環境再生・資源循環局リサイクル推進室）に準ずるものとする。

③実施方法：対象品目について住民による集団回収を実施した後に、リサイクラーに引き渡し、再商品化に係る実証試験を行う。さらに、収集物の組成や選別等に係るコスト等を調査する。

イ プラスチック製容器包装のリサイクルモデル

①対象地域：倉浜衛生施設組合（沖縄市、宜野湾市、北谷町）

②対象品目：プラスチック製容器包装（ペットボトルを除く）

③実施方法：対象品目について、対象地域の一部において住民の協力による分別収集を実施し、一次選別・圧縮梱包及び再商品化に係る実証試験を行う。さらに、収集物の組成や選別等に係るコスト等を調査する。圧縮梱包したものについて保管方法の検討も行うものとする。

※分別収集・再商品化に係る実証試験や収集物の組成調査の実施にあたっては、一部を再委託可能とする。

※受託者が必要に応じ、モデル事業の実施に必要な圧縮梱包機等の機器の設置又は圧縮梱包や選別能力を有する廃棄物処理業者への再委託を行うことにより、再商品化に係る実証試験を実施すること。また、再商品化に係る実証試験については、一企業の利益につながらない範囲で実施すること。

※モデル事業の実施に係る一切の費用（廃棄物の処理（収集運搬、選別、再資源化、処分）、機器を設置する場合の賃借料及び輸送費、維持管理費用、調査及び試験に係る費用など）については、受託者が負担する。

※受託者はモデル事業の実施にあたり、県環境整備課と十分に協議のうえ実施すること。

※モデル事業の実施にあたっては、廃棄物処理法上の処理基準及び保管基準を遵守するものとし、廃棄物の飛散流出など周辺の生活環境保全上の影響を与えないよう十分に対策を行ったうえで実施すること。

(2) モデル事業成果の水平展開

ア 各離島に適した生ごみのリサイクル体制構築に向けた資源循環モデル

①対象地域：竹富町

②対象品目：厨芥類

③実施方法：竹富島及び西表島でのバイオガス化施設の導入の検討にあたり、令和6年度に実施した多良間村での資源循環モデル事業（生ごみ等の島内リサイクルモデル）成果の水平展開に取り組む。また、バイオガス化以外のリサイクル方法についても導入可能性等の検討を行う。

(3) 新たな資源循環モデル事業案の検討

令和6年度事業の検討結果を踏まえ、県全域への波及効果等の観点から人口密集地帯であり賦存量の大きい本島中南部自治体を対象とした資源循環モデル事業の実施に向けた検討を行う。なお、検討にあたっては、必要に応じて予算の範囲内において設備等の導入や既存施設の活用による試験を行うことも可能とする。

(4) 伊是名村の資源循環モデル事業実施後のモニタリング

令和6年度に伊是名村において実施したプラスチック製容器包装の分別収集・ベール化等モデル事業について、伊是名村の協力のもとモデル事業実施後の分別収集の状況（収集物の重量、収集袋数、世帯協力率、適合物の割合、ベール品の品質）についてモニタリングを実施する。モニタリング実施結果から課題等を洗い出し、分別収集が継続されるよう支援を行うとともに、効率的な再資源化ルートの検討を行う。

(5) 検討委員会の設置及び運営

以下のとおり検討委員会の設置及び運営に関する事務を行う。なお、本業務の委託費には、検討委員会の設置及び運営に関する費用一切を含むものとする。

ア 検討委員会の設置

「資源循環モデル事業検討委員会（仮称）」を設置する。

検討委員会は、対象廃棄物のリサイクル手法や本県の廃棄物処理体制に精通する有識者4名以上とその関係者で構成する。

なお、有識者の選定にあたっては令和6年度に選定した委員を優先すること。

イ 検討委員会の運営

検討委員会を3回以上、開催することとし、運営に関する事務の全てを行う。

運営の内容は、開催日程調整、委員への連絡、資料の作成、現地視察、司会進行、議事録作成、委員会意見への対応方針の検討、報告書の取りまとめ、経費の支出、管理等、運営に関する一切とする。

スケジュール案

（5月末）資源循環モデル事業検討委員会（仮称）の設置

1回目（7月頃）事業目的、業務内容及び実施方針、資源循環モデル事業の実施計画案の説明等

2回目（10月頃）資源循環モデル事業の進捗状況報告等

3回目（2月頃）資源循環モデル事業の結果報告、次年度以降の計画等

7 成果品

(1) 委託業務報告書

本業務終了時、本業務の内容を取りまとめた成果報告書を提出する。

- ① 成果報告書（冊子） 2部
- ② 成果報告書（概要版） 2部
- ③ 成果報告書の電子ファイル 2式

※電子ファイルは、Adobe PDF、Microsoft Word 又は Microsoft Excel の形式で記録されたもので、記録メディアはCD-R 又は DVD-R とする。

8 業務実施計画書の提出

契約締結日から 14 日以内に委託業務実施計画書を沖縄県に提出すること。
計画を変更する場合も同様とする。

9 著作権等の取扱い

- (1) 成果品に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下、「著作権等」という。）は、沖縄県が保有するものとする。
- (2) 成果品に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作権等（以下「既存著作権」という。）は、個々の著作権者等に帰属するものとする。
- (3) 納入される成果品に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。
なお、成果品は、全て公表対象であることを想定し手続きを行うこと。

10 再委託の制限等

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることができない。また、以下の業務については、その履行を第三者に委任し、又は請け負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取り扱いをすることがある。

- ① 契約金額の 50%を超える業務
- ② 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査等の統括的かつ根幹的な業務
- ③ 契約の相手方を選定した理由と不可分の関係にある業務

(2) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める簡易な業務を第三者に委任し、又は請け負わせるときはこの限りではない。

- ① 資料の収集・整理
- ② 複写・印刷・製本
- ③ 原稿・データの入力及び集計

11 情報セキュリティの確保

受託者は、本業務の実施に関して、沖縄県等から要機密情報を提供された場合には、適切に取り扱うための措置を講ずること。

また、委託業務において受託者が作成する情報については、沖縄県の指示に応じて適切に取り扱うこと。

12 その他

- (1) 受託者は、本業務の適正かつ円滑な実施に向けて、沖縄県と適宜業務内容等に関する打ち合わせを実施するとともに、1ヶ月に1回程度、業務の進捗状況報告を行う。
- (2) 本仕様書に記載されていない事項や記載事項に疑義が生じた場合は、沖縄県と協議し、

その指示に従うこと。

集団回収によるプラスチック使用製品廃棄物のリサイクルモデルについて

1 実施内容

資源循環モデル事業実施計画の作成、住民による集団回収の支援、リサイクラーへの引き渡し、再商品化に係る実証試験の実施及び結果の報告を行う。

2 対象自治体

嘉手納町

3 モデル事業実施事項

県及び嘉手納町と調整の上、再商品化に係る実証試験に必要な以下に示す事項を実施する。

(1)事業実施計画の作成

県及び嘉手納町、リサイクラーとの調整等を踏まえ、資源循環モデル事業の実施計画を作成する。実施計画の策定にあたっては、嘉手納町内での実施範囲（実施する自治会）や、集団回収の実施方法、住民周知の方法、集団回収実施後の選別方法、再商品化を実施するリサイクラーまでの運搬方法、再商品化の実施可能性の検討などの項目について含めること。

(2)住民周知

資源循環モデル事業実施にあたり、住民の理解・協力が多く得られるための住民周知を行うこと。住民周知の実施にあたっては、実施する自治会を対象とした住民説明会や、広報誌、チラシ配布、SNS などを活用するなど効果的な周知方法を検討し、実施すること。

(3)住民による集団回収の支援

住民による集団回収の実施にあたり、自治会との調整を踏まえ、対象となるプラスチック使用製品廃棄物の選別方法や保管方法、運搬等について、自治会に対してレクチャーを行うなど必要な支援を行うこと。

(4)集団回収実施後の選別

住民による集団回収実施後、必要に応じてプラスチック使用製品廃棄物の選別を行う。選別に当たっては、禁忌品（充電式バッテリー等）、異物（プラスチック以外の素材等）、不適合物（洗浄が不十分なもの等）などリサイクラーとの調整を踏まえ、実施するものとする。

(5)収集量確認・組成調査

(4)の選別を踏まえ、収集量の確認と組成調査を実施する。組成調査の実施にあたっては、異物、不適合物の含有率だけでなく、適合物についても容器包装プラスチック廃棄物とそれ以外のプラスチック使用製品廃棄物の割合、可能な範囲でプラスチックの素材等の調査を行う。

(6)運搬費用・効率の確認

(4)選別及び(5)調査実施後は、リサイクラーとの調整を踏まえ、住民又はリサイクラ

ーが実施する運搬の費用や効率を確認し、より効率的な運搬方法や運搬ルート等について検討する。

(7)再商品化等に係る調査の実施

リサイクラーとの連携協力のもと再商品化等に係る基礎調査を実施すること。

(8)モデルの推進方法の検討

対象地域内で集団回収によるモデル事業が推進されるよう、効果的な方法を検討する。

4 モデル事業のとりまとめ

「3 モデル事業実施事項」の結果を踏まえ、以下(1)～(5)の事項を取りまとめたモデル事業の結果報告書を作成する。作成にあたっては、同モデル事業が他地域でのプラスチック使用製品廃棄物のリサイクルにおいても活用できるよう事業の有効性や事業採算性について効果検証を行い、とりまとめること。

(1)集団回収実施結果（住民協力率等の必要なデータを含む）

(2)収集量・組成調査結果

(3)再商品化等に係る調査結果

(4)事業採算性

(5)環境価値（リサイクル率の向上、CO₂排出量削減効果等）

プラスチック製容器包装のリサイクルモデルについて

1 実施内容

資源循環モデル事業実施計画の作成、分別収集・再商品化に係る実証試験の実施及び結果の報告を行う。

2 対象自治体

沖縄市、宜野湾市、北谷町（以下、「倉浜構成市町」という。）

3 モデル事業実施事項

県及び倉浜構成市町と調整の上、分別収集・再商品化に係る実証試験に必要な以下に示す事項を実施する。

(1)事業実施計画の作成

県及び倉浜構成市町、分別収集業者、再商品化事業者等の必要な関係機関との調整等を踏まえ、資源循環モデル事業の実施計画を作成する。実施計画の策定にあたっては、倉浜構成市町内での実施範囲（実施する自治会）や、プラスチック製容器包装廃棄物の分別収集の実施方法、住民周知の方法、分別収集実施後の選別・圧縮梱包・保管方法、再商品化の実施可能性の検討などの項目について含めること。

(2)住民周知

資源循環モデル事業実施にあたり、住民の理解・協力が多く得られるための住民周知を行うこと。住民周知の実施にあたっては、実施する自治会を対象とした住民説明会や、広報誌、チラシ配布、SNSなどを活用するなど効果的な周知方法を検討し、実施すること。

(3)分別収集に係る実証試験の実施

倉浜構成市町及び分別収集業者との十分な調整のうえ、プラスチック製容器包装廃棄物の分別収集に係る実証試験を実施する。実証試験の実施にあたっては、地域の資源ごみ回収の運用を考慮し、可能な限り効率的かつ実現可能性のある回収ルートにより行い、選別・保管場所まで運搬すること。

(4)分別収集後の選別・圧縮梱包・保管の実施

分別収集実施後のプラスチック製容器包装廃棄物の一時選別を行う。選別に当たっては、禁忌品（充電式バッテリー等）、異物（プラスチック以外の素材等）、不適合物（洗浄が不十分なもの等）をそれぞれ区分し、含有率を確認する。また、選別後は、機器による圧縮梱包を行い、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会の設定した品質ガイドライン（最新版）に適合するベール品を生成し、ベール品を保管する。

(5)収集量確認・組成調査

(4)の選別等を踏まえ、収集量の確認と組成調査を実施する。組成調査の実施にあたっては、異物、不適合物の含有率だけではなく、適合物について可能な範囲でプラスチックの素材等の調査を行う。

(6)再商品化等に係る調査の実施

リサイクラーとの連携協力のもと再商品化等に係る基礎調査を実施すること。

4 モデル事業のとりまとめ

「3 モデル事業実施事項」の結果を踏まえ、以下(1)～(5)の事項を取りまとめたモデル事業の結果報告書を作成する。作成にあたっては、同モデル事業が他地域でのプラスチック製容器包装のリサイクルにおいても活用できるよう事業の有効性や事業採算性について効果検証を行い、とりまとめること。

(1)分別収集試験実施結果（住民協力率等必要なデータを含む）

(2)収集量・組成調査結果

(3)再商品化等に係る調査結果

(4)事業採算性

(5)環境価値（リサイクル率の向上、CO₂排出量削減効果等）